

第24回
青森県景観形成審議会
議事録

平成29年1月24日（火）

日 時 : 平成29年1月24日(火) 午後1時30分から

場 所 : ラ・プラス青い森3階プリムラ

出席者 : 委員 笠神 誠一
委員 椛沢 孝子
会長 河村 信治
委員 木村 光徳
委員 工藤 淳子
委員 工藤 雅世
委員 佐藤 光輝
委員 篠崎 幸恵
委員 対馬 てみ
委員 鳴海 成二
委員 宮腰 直幸

以上11名出席

議 事

- 1) 屋外広告物の許可基準細分化について
- 2) 屋外広告物等の点検について
- 3) 青森県広告景観ガイドラインについて
- 4) その他(報告)

【事務局】

只今から第24回青森県景観形成審議会を開催いたします。

本日は委員12名のうち、11名が出席されており、出席者の総数が半数を超えておりますので、この会議が成立していることをご報告申し上げます。

(配付資料の確認 ～省略～)

この後の進行につきましては、青森県附属機関に関する条例の規定によりまして、会長が会議の議長となりますので、河村会長にお願いいたします。

【河村会長】

忙しい時期、寒い時期にお集りいただき、ありがとうございます。これより議事を進行させていただきますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

慣例により、議事録の署名委員を2名指名させていただきます。佐藤委員、鳴海委員に今回お願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

それでは早速、議案第1号屋外広告物の許可基準の細分化について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

(議案第1号「屋外広告物の許可基準の細分化について」説明 ～省略～)

【河村会長】

ありがとうございました。ただ今説明がありました議案第1号について、ご質問、ご意見等ありますでしょうか。挙手していただければと存じます。

【工藤(雅)委員】

議案の2のⅡの(2)の④のロに関してですが、広告物に附属している照明とは季節に限った、例えばクリスマス近辺のイルミネーション、これも含まれるという解釈でよろしいでしょうか。

【河村会長】

広告物に附属している照明については、点滅しないものであること、という4ページの下の方ですね。こちらはいかがでしょうか。事務局お願いします。

【事務局】

屋外広告物というのは常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもので、看板、立て看板、貼り紙及び貼り札並びに広告塔、広告板、建物、その他工作物等に掲示され、または表示されたもの並びにこれらに類するものをいいます。

そういうイルミネーションの場合、屋外広告物と解されませんので、屋外広告物では

無いです。

【工藤（雅）委員】

いえ、附属している照明という表現に関してです。附属している照明。これは時期を限定してイルミネーションは含まれないということになりますね。

【事務局】

許可を受けるときは、1ヶ月なり1年なりその期間で、常時照明が点滅するものに対して、一定期間許可を与えます。一時期だけ点滅するということでしょうか。

【工藤（雅）委員】

時期を限って12月から何月何日まで照明を付けますと、日本語としては広告物に附属ということにはなりますね。その場合、この口に関していかがになりますかということです。

【事務局】

もしこれが改正されて、施行された場合には、許可を認められない、その期間だけでも点滅することは認められない物件になります。

【工藤（雅）委員】

はい、ありがとうございます。

【河村会長】

そういう理解でよろしいでしょうか。附属、そのイルミネーションの程度にもよるのだと思いますが、どこまでが広告物に附属しているものなのか、プライベートにやるようなものもある程度含んでご質問されていますでしょうか。

【工藤（雅）委員】

いえ、今は広告物です。あくまで広告物が論点ですね。広告物を論点にして、附属している照明ということに関しては、時期が限定されていようと、そこで何か光ったり、照明が付いていたり、点滅したりすれば、附属しているになりますね。なりますけれども、時期を限定したものは含めないのだと、照明を付けていいのだと、こういうことだと理解いたしましたので、もう結構でございます。

【河村会長】

ありがとうございます。それ以外はいかがでしょうか。よろしいようでしたら、それではここでお返ししたいと思います。議案第1号については、この原案どおり決することよろしいでしょうか。

【委員】

異議なし

【河村会長】

ありがとうございます。それでは異議ないようですので、議案第1号についてはこのとおりに決定することといたします。

次に議案第2号、屋外広告物等の点検につきまして、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

(議案第2号「屋外広告物等の点検について」説明 ～省略～)

【河村会長】

ただ今説明のありました議案第2号について、ご質問、ご意見等ございますか。

【鳴海委員】

こういう規定を設けて、安全を確保していくことについては賛成です。先ほど専門知識を有する者、屋外広告士とかという文言があったと思います。実際、各企業等が安全確保して点検する場合に、専門業者の資格を持った人というのは県内にどれ位いらっしゃるものなののでしょうか。

【河村会長】

私もご専門の方がいたらお伺いしたいですけれども、やはり最近風水害がひどくなってきており、果たして傾向として、こういうことに関しての基準というのは作られていくのでしょうか。専門家のお墨付きを付けるのはいいのですが、それで想定外の風が吹いて事故が起こった場合、一体誰が責任を負うことになるのか、それを考えると突っ込みどころいろいろあるなという気はいたしておりました。

それで判子もらって安心ということではないような気がします。去年の台風10号もありましたし、東北地方でも、段々風が強くなってくるのではないかというのもありまして、その辺が一体となって見えてこない、難しい気はいたします。事務局でも、あるいは建築系の専門の方でももしご意見いただければありがたいです。

【事務局】

資料の19ページをお開きください。こちらの(点検)と書いてありますけれども、第10条の2第3項のところです。条例第17条の2の規則で定める者、これは点検する資格者です。

条例には屋外広告士を規定しておりますけれども、これと同等の専門知識を有する者ということで、これらの者を規定することとしております。

一としましては、自治体が行う屋外広告物講習会の課程を修了した者。こちらの修了

者に関しては、業登録を行う場合の業務主任者となります。

それから二のところでは、職業訓練指導員免許者であるとか、技能検定に合格した者、職業訓練を修了した者、ただしこちらはいずれも広告美術仕上げに関するものでございます。

それから三のところ、建築士法に規定する建築士ということで、屋外広告士の他、講習会修了者、職業訓練指導員免許保有者等、それから建築士を点検者の資格がある者と規定しております。

屋外広告士を県内で何名保有されているか把握はしていませんが、これらの資格をお持ちの方は、県内に十分いらっしゃいますし、屋外広告業を営む場合は、講習会修了者等がいなければ業を営めないので、当然業登録業者は必ずこの資格をお持ちの方がいらっしゃいますので、点検をする資格者は県内で十分確保されていると考えております。

【河村会長】

建築士会ではどうお考えでしょうか。

【工藤（淳）委員】

構造的なものであれば、例えばボルト緩んでいるとか、腐食しているというのは、建築士の方でも、建物の方も定期調査でやりますので、その延長線と言うとおかしいですけれども、同じ意義があるものであるのではないかと思います。

【河村会長】

ありがとうございました。そういう点検でもかなり安全は担保されると。

【工藤（淳）委員】

そうですね、ただ広告板になると、例えば内照式のものですと開けてみないと分からないという場合に、どこまで点検すればいいのかということですよ。

例えばビルの上の方にあると、足場を掛けない、立てないと見ることができないような状態だけでも、それを建築士がいくら業務費をいただいてできるかというのはまだ不透明なところがあるのではないかなと思います。

【河村会長】

責任は当然やっぱり立てた人の方が大きいでしょうけれども、そういう場合にこういう専門家がいたというところで、ある程度責任を負う部分というのが出てくるのでしょうか。

【工藤（淳）委員】

そうなると思いますね。

【河村会長】

派生していろいろ考えてしまったところですけども、こういう規制を設けること自体は別によろしいかと思いますが、いろいろ難しいところもあるのかなと思いました。他に質問、ご意見いかがでしょうか。

【宮腰委員】

今のところと若干関わるかもしれないですが、これはあくまで点検のことに関しての規定だと思うのですが、ここに挙げられている方々は、そもそも設置するときには何かしらの責任を負う方々になるのでしょうか。というのは設置するときには全く無関係とか、それで点検のときだけこのような形で出てくるというふうになると、立場がどうなのかなと思うところがあります。設置するときにもともと責任を持ってやるのであれば、点検というのも分かるのですけれども、いかがでしょうか。

【事務局】

今回の改正内容が、また先程の国のガイドラインの改正のところの(2)のところですけども、屋外広告物の表示者等は、屋外広告士など専門的知識を有するものに、当該屋外広告物の本体接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況を点検させなければならないという旨の規定を追加するという事です。あくまでも表示者等に責任があることになります。ただ従前の管理義務が条例第17条にあります。この管理義務の中に簡易な任意の点検も含まれていて、そちらは一般の方が目視で点検して、これは直さないといけないなということ判断なさっていたと思います。

今後は、屋外広告士など専門的知識を有する者に点検させて、必要であれば補修するという点検を義務付けたもので、その点検者に何か罰則とかではなく、あくまでも表示者等の方に責任があって、そちらの責任ある者が、この専門的知識のある者に点検させるという規定でございます。

【宮腰委員】

設置時にそうするとここに挙げられている方々に、技術的な指導ですとか、そういったことをするようなのは今のところは特にそれは関係ないでしょうか。

【事務局】

今現在、第3者に見てもらおうような規定はないですけども、別途建築基準法においては、工作物で高さ4mを超える物には、建築確認の必要義務が、屋外広告物条例とは別にあります。4mを超えるような広告板等に関しては、建築確認で確認を受けて建てるという規定が建築基準法にあります。

【事務局】

設置の際に、ただ単にこういう物を立てますというだけじゃなくて、当然ながら最初

に、4 m以上の物は、建築確認をきちんとやります。

その他にも構造計算書ですとか、そういったものは設置の際にも出させておりますので、その際に確認しております。

ただ、点検する際に、その知識を持っていない人が点検者だと、何か事故があると困るということで、点検する際も最初と同様に建築士でないと計算できませんので、そういう方が再度チェックをするということで、今回規制を厳しくしたということになります。

【河村会長】

ありがとうございました。点検はかなり限定的なものということですね。

【工藤（雅）委員】

関連でご確認です。3の二のところ、「職業能力開発促進法に基づき～」のところですが、広告美術仕上げという、意匠、デザインですね。そのことと青森県における広告に関して、こういう条例があって規則がありますということとは別かなというふうに思いました。

この促進法に基づいて、職業訓練指導員免許を受け、そして「技能検定に合格した方々または～」とありますが、こういう方々は、点検をする作業にあたって、この規則についても、きちんと理解しその上で点検をするということになるわけですね。ただデザインのことだけではなく、きちんとそれも把握してらっしゃる方々ということですね。

【事務局】

一の講習会修了者も業務主任としての資格がありますがけれども、この2の職業訓練指導員免許の保有者も業登録の業務主任者の資格があります。今現在、国のガイドラインの改正を受けて、条例改正をした自治体はありませんが、2月議会で提案する予定はいくつかあるようです。すでに14自治体が現行条例で点検者の一定資格保持の義務付けを規定しております。

条例で規定する屋外広告士は、14自治体全て点検者の資格として認めているとともに、先ほどの一の講習会修了者は6自治体、職業訓練指導員免許保有者等は8自治体、建築士は11自治体が点検者として規定しているということで、こちらの方を参考に今回点検の資格の一定資格として、規定したところでございます。

【河村会長】

ありがとうございました。いろいろご意見、ご議論いただきましたが、他にまだございますか。こういうことと理解したうえで、点検をしないといけないということで説明とご質問、ご議論いただきました。

議案第2号について、これで決定してよろしいでしょうか。

【委員】

異議なし。

【河村会長】

ありがとうございます。それではこのとおり決定することとさせていただきます。続きましては議事の3番です。青森県広告景観ガイドラインについて、事務局からご説明お願いいたします。

【事務局】

(「青森県広告景観ガイドラインについて」説明 ～省略～)

【河村会長】

発行予定はいつ頃を考えておられるのでしょうか。

【事務局】

今年度中に完成させますので、29年度には市町村や県民の方々に配布する予定で考えております。

【河村会長】

ありがとうございます。

色々ご意見等々あるかもしれませんが、質問、ご意見、あるいは補足説明というのでも結構でございます。いかがでしょうか。

【工藤（淳） 委員】

7ページですけれども、ここの一番上の規制のところにある3つ写真がありますが、このそれぞれ看板の色が、ブラウン系になっていますが、こういうふう環境に配慮した色にしているという事例なのでしょうか。

【事務局】

ここに出している事例は、実際に広告条例によって環境に配慮した他県の事例でございます。そういった意味でお示ししているもので、こうしていきますということではなくて、こういう考え方を規制の中では進めますということでございます。

【工藤（淳） 委員】

はい、分かりました。

【工藤（雅） 委員】

感想が2点ございます。まず1点目ですけれども、まずその前にまずまず素晴らしい

ガイドラインができたのではないかと、ご担当の方々に敬意を表したいと存じます。ありがとうございます。県民として御礼を申し上げます。

感想その1ですが、7ページ、屋外広告物に関する3つの視点のところですが、この最後に活用を入れたというのが素晴らしいと存じました。広告物によって街を美しくすると景観法にもあるように、良好な景観を作っていくという視点が、特に青森県あるいは県庁所在地青森市には必要だと、私個人は存じております。

歩いて楽しい街づくりという視点で、あるいは観光地の在り方ということで、国内外を調査、勉強させていただいております。特にこの活用という視点で、素敵だな、素晴らしいなと行くたびに思うのは、第二次世界大戦の同じ敗戦国であるドイツの街々、あるいは村でございます。サイン計画、サインシステム、それからこのお店の名前を記した屋外広告物のフォントです。書体、サイズ、レイアウト、大変素晴らしく、それを見て歩いているだけで楽しくなる、あるいはこの店に入ってみようかなと思って入る、そうするとその街が経済的にも潤うという、そういう循環ができているなど、行くたびに感じております。

この活用という視点をお入れくださったのは、大変素晴らしいことだなというふうな感想を持ちました。ここに3つの事例が載っていますけれども、この美しいフォント、レイアウトによる、シビックプライドの醸成に非常に大きな役割を果たすと存じます。

シビックプライドとは、自分の住む地域、暮らす地域に誇りを持つだけでなく、良い街だと思っただけではなく、もっと良くするにはどうしたら良いのだろうか、ここ問題点じゃないか、この問題をじゃあ解決していこうといったような意識を持つことを含めて、いっているようでございます。シビックプライド醸成のうえでも、大変この活用というのは必要な視点だというふうな感想を持ちました。

それから24ページ、30ページ、31ページあたりに、伊勢市のおはらい町の例が載っています。伊勢市おはらい町はこの写真としてご紹介されているこの街並みは、街自体は大変歴史があり、江戸時代からのそのもっと前からの街ですけれども、今の景観になったのは割と新しい、この街の方々が非常に知恵を出して、うまく伊勢市、行政のお金をうまく使い、ただ補助金をとるだけではなくて、自分達でもしっかりと検討を重ねて今の街並みができました。私実際調査に行って取材をしてまいりました。

それから谷中銀座ですけれども、これは谷中銀座通りですと書かれたサインがありますが、それもなかなか谷中銀座の価値を表していて、いいなと思う看板でございます。

こういったガイドラインができて、徐々に青森県のいろんな市町村が美しくなっていけば、それを見ると美しいのは当たり前というふうになりますので、街がよくなっていくのではないかと思います。そうすると歩いて楽しい街にもなり、誘客にも効果を発するのでないかというふうに思っております。

ごちゃごちゃした、あまり美しいとはいえない街並みが、ずっと続くと、それが当たり前と思って子供達も育ってしまいますので、そうではなくて、このガイドラインをきっかけに、美しい街が青森県内に展開されますと、非常に素晴らしいことだと思います。

【河村会長】

ありがとうございました。他、ご意見ございませんか。

【篠崎委員】

担当された皆様、本当にお疲れ様でございました。とても内容的にもバランスよく、本当に参考になるガイドラインが出来上がったなというふうに思っております。

私は色彩が専門ですけれども、その部分に関しましても、色だけで何か語るとするのは難しいことです。

形とともに色というものがあって、そういったことにもリンクして表示されているという点で、安全標識であるとか、信号機を含め、そういったことへの配慮のことなどもとても分かりやすく書かれていると思います。

本当にいいものができたと思います。色彩以外の部分で、もし可能であれば追加していただければと思う点が、23ページです。昨年度そもそもこれを作るにあたって、担当の皆様が青森県全域を調査されていて、その時の報告書も本当に素晴らしいものでした。その中に他都市でのガイドラインでも見たことのない、道路幅員に対する看板の大きさについて提言されているものがありました。そこではある程度の数値が出ていたような気がしますが、幅の広い道路の場合と、狭い道路の場合というふうに、言葉で示されていて、絵として見たときに、右側に調整したものがバランスよく街並み景観として整っているという感じを受けます。

例えばということで、道路幅員いくつぐらいの場合に、看板の高さであるとか、表示面積の大きさであるとかということの数値の例を示しておくことによって、実際に施工する業者の方が何か参考になるのではないかなということを感じます。

あとは、事前事後という形で比較を見せてくださっている中で、25ページの、上の図です。歩行者空間の賑わいをつくるということで、この左側は全く看板が示されていない図であって、右側が示されている図というふうになっています。この全体を他と比べた時に、左側があまりよくない事例で、右側がよくなっているという比較でみられていたのですが、全体に看板が全くない事例で、全くない図から付けるみたいところが他に比べてちょっと気になりました。

もう1点だけ、7ページの規制というところに出ている写真ですが、確かに色を抑えるということで、茶色ベースの白文字であるとか、そういったことを重点地区的なところではやってはいますけれども、この写真を並べて載せるということが、ちょっと引っかかるところがございます。

というのも、その色を全部揃えたらいいとか、色を全部抑えたらいいという考え方が、果たしてそうなのかというのは常にありまして、私は大きさかなと思っています。

分かりやすさであるとか、そういったことでいいですよと、実際に事例で作ってくださっているもので、例えば28ページですね。28ページの下のものですが、揃えていますけれども、VIであるとか、そういったものは生かして、要するに言葉がわからなくても、ピクトグラムであるとか、お店のマークであるとか、そういったことでパッと分

かるという分かりやすさですよ。

だからそういったところを考えたときに、全てが統一してしまうことの分かりづらさみたいなことをちょっと感じた次第です。

【河村会長】

ありがとうございます。2つご指摘いただいたところで、少し具体的な例で数値例を入れるというようなところについては、どうでしょうか。確かに非常に参考になるかと思いますが、ご検討いただけますか。

【事務局】

数値も具体的にどのくらいの数字を入れるのかということの検討はずっとしてきておりますので、これらの内容、目安として入れられると思いますので、検討したいと思います。

合わせて図版につきましても、まだ修正可能でございますので、差し替え、今ご指摘いただいた内容等々差し替えをさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

【河村会長】

ありがとうございます。すごくよくできているだけに、これに逆に習ってしまうところはあるが、色を揃えとかは本当に典型的で、本当にきっちり全部揃えてしまうというのは気になるところで、同じような例が3つ重なっているところは結構強烈になっているなと思います。他いかがでしょうか。

【佐藤委員】

30ページに弘前市の例がありますけど、写真の建物が傾いてしまっている気があるのですが、これは直せないでしょうか。それと、写真が分かりにくいのかなという気がするのですが、これは黒い支柱を道なりに揃えているという説明なのでしょうか。その辺がちょっと分かりにくくて、これだけ見ると黒い柱が逆に目障りな感じもして、効果的に見せることができる写真が、もし他にあれば、もっと分かりやすいのではという気がしました。

【事務局】

ご指摘ありがとうございました。おっしゃるようにこの写真が誤解を招くといいますが、はっきり言いたいことの焦点を絞り切れていないと思っておりますので、写真の差し替えも含めて検討をいたします。

これは地中化のための電線の変電設備が上に飛び出して緑の支柱が残ってしまっているという状況で、これを良しとするという意味で出しているわけではなく、この周辺の看板の整備が素晴らしいということをお示ししているものです。これが必ずしも言い

たいことが伝わっていないというところがございますので、その辺がわかる写真を差し替えさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

【河村会長】

ありがとうございます。他はいかがでしょうか。

【工藤（雅）委員】

ご提案が2点ございました。

まず、ご提案1つ目です。14ページにフラッグの写真がありまして、モジュールを揃えるといったような表現になっています。他にも好ましい例として、その上のブルーののぼりも載っております。のぼりの良し悪しは置いておくとして、まとめ、モジュールを揃えるとなぜいいのかというと、視線の高さが一定するからですね。

見たときにガクガクしていると、整っていないという印象を与え、これはもう科学的にそういうふうに言われているわけで、視線を揃えるというような観点をどこかにお入れいただきますと、嬉しいなと思います。

11ページのレイアウトを揃えるあたりに含めるか、あるいは独立して今ご提案させていただいたことを加えていただくか、何かどこかに反映させていただければ、大変ありがたく存じます。

それからご提案その2です。29ページ黒石市のごみせ通りでございます。黒石市の事例、ここは理右衛門小路といって、ごみせの通りからちょっと入ったところですが、「カフェドラマ」というお店はもうございませんので、店が変わっておりますので、もしこの理右衛門小路をいい例としてお出しになるのであれば、今雪ですけれども、現在のお店の看板があるものでないと、4年も5年も前のものだなと分かる方は分かっていますので、是非最新のお写真をお載せするとよいのではないかなと存じました。

【事務局】

ありがとうございました。大変参考になりました。

【河村会長】

先ほどシビックプライドの話が出てきましたけれども、ここの委員の方でもふるさと青森景観賞の審査も経験された方が結構いるかと思いますが、そこで結構、参加で作る景観というところに、ポイントのひとつを置いたりしてございます。

ここでいえば、29ページの黒石市の小学生の作った提灯を下げているみたいなどころというのは、結構ポイントになっていたりします。例えば今年度は、景観賞で八戸の「まちぐみ」という例があります。それなんかもさびれた商店街を自力で良くしていく力がなかなかないところを、市民グループが周りから飾り立てるといようなことの事例もございます。

そこら辺は県内とか全国的に見ても、今注目されている事例がございますので、もし

可能であればそういうのも例として取り上げていただけると、さらにいいなと思いました。

それから、24ページの下の谷中とそれから伊勢市の例ですけれども、景観として賑わいを評価するには、視点がちょっと高すぎますね。これは写真家目線ですけども。

上の方、マイナスのものというよりは、下の方、ベースの部分が賑わっていたり、いろいろテーブルが出ていたりとか、そういうところが本来評価されるべきところだと思うのですが、それには写真の方が上にずれてしまっているような気がございました。

ここら辺は指摘ではございますが、もし今後ご参考にしていただければと存じます。他、よろしいでしょうか。

【樵沢委員】

素晴らしいガイドラインだと思います。基本的なことですが、発行部数の予定はどの位で、どういうところに配布する予定になっているのかをお尋ねしたいと思います。

【事務局】

印刷部数は1000部を予定してございます。お配りするところは、まだ県の方とお話しをしてございませぬけれども、基本的にはその業界団体のところや、県の窓口には置かせていただく予定ではございます。その他こういうところに置いたらいいのではというご意見をいただきましたら、そちらの方にお持ちする検討をしていきたいと思っております。

【樵沢委員】

せっかくですから、行政やそれから事業者の方だけでなく、これからの街づくりは県民参加型ということになってくると思いますので、是非そういう方達にもお目に届くところに置いていただきたいなと思います。

屋外広告物にかかわる人と相互の利益というようなところもありますので、そういうところにも配慮をお願いしたいと思います。

【河村会長】

私の知っている事例ですけど、20年以上前に、真鶴町（神奈川県）でまちづくり条例『美の基準』を出した時に、評判になって、いろいろ学校等でも結構引きがあって、あっという間に無くなってしまったというのがあります。それくらいいろいろなところから引きがあることも考えられるので、増刷も見込んでおいた方がよいのではないのでしょうか。

【対馬委員】

今本当に素敵なガイドラインを手にしまして、自分が初めてこの景観というものに携わった出会った時のことをいろいろ思い出していました。

景観というのを私が知ったのは、平成13年度でした。青森県で景観講座というのを開催しまして、13年、14年、15年と3年間勉強させていただきました。

私は、自分の故郷が大変好きで、岩木山が大好きで、権現崎が大好きで、エゾタンポポが大好きです。開発の名のもとにその自然が壊れていくのが怖くて、その気持ちを知った村の行政担当者が、この景観講座というのを目にしたときに、私に知らせてくださって、それをきっかけで勉強させていただきました。

私は、北原先生のもとで勉強させていただいた者です。その後、景観人の一員でもありまして、自分の人生もありますので、こう遠ざかったこともあったのですけれども、本当に北原先生の考え方がすごく私を支えてくださったことがあって、そして今このようにガイドラインを手にして、ああ出会った時のあの事を学んだ事、その当時私自身は学べなかったけれども、周りの方達が学んでいた色彩のこととか、そのようなこと1つになったのだなとすごく感慨深く手にしているところです。

それで7ページ、8ページのこの規制するだけではないという優しさというか、心がすごく私の心にも響いているところです。本当にありがとうございました。

【河村会長】

ありがとうございます。このガイドライン自体に、シビックプライドが反映されているみたいです。

【笠神委員】

このガイドライン全般を拝見してみましたけれども、常日頃から感じていることは、青森という字が全然青くないと駅を降りた時点でそう感じます。

各地の児童公園をはじめ、近隣公園等に行っても、公園の数はあるんですけれども、非常に管理が行き届きで、作るのではあれば管理まできちんと考えた作り方をしないといけないと思います。それには市民県民が参加するような公園づくりをしていかなければならないと感じます。

現に県庁の側の公園は、素晴らしい公園だというふうには感じてはいますけれども、何もポイントがないと感じます。

ただ営林署、営林局の苗方のごとく、ただ木が埋まっている状態、デザイン性も何も感じられない、あれが青森県を代表する都市公園なのかというのも日頃から感じております。

そういう意味で、青森県をもう少しPR、アピールするためには、自己主張がなければいけないと考えておりましたので、この景観の会員にならせていただいたことを含めて、私自身ももう少し考えないといけないなと反省しております。

【木村委員】

屋外広告の業者の立場から言わせていただきます。非常にこのガイドラインを活用するシーンがもう頭の中にたくさん思い浮かびますけれども、恐らくクライアントを説得

するために、ほとんどの業者はこれを利用することになると思います。

1000部なんかあつという間になくなるのではないかと思います。そこでデジタル版を準備していただければ非常にありがたいなと思います。タブレットでお客さんと打ち合わせするシーンも結構ありますので、是非そういう活用方法ができるようにしていただければと思います。

【事務局】

PDFはご用意して県の方から出していただくようお願いしたいと思います。

【河村会長】

ありがとうございます。それではガイドラインについて、多少ご意見ありましたので、時間のある範囲で是非対応をお願いしたいと存じます。どうもありがとうございました。

それでは議事最後になりますが、その他報告について事務局の方からお願いします。

【事務局】

(「青森県屋外広告物条例の一部改正の報告について」説明 ～省略～)

【河村会長】

ありがとうございました。よろしいでしょうか。それでは本日の審議案件は終了いたします。つきましては、本日の議案につきまして、県知事に対し議案のとおり議決されたと答申することといたします。どうもありがとうございました。それでは進行司会の方にお返しいたします。

【事務局】

委員の皆様、長時間にわたりご検討いただきまして、誠にありがとうございました。これもちまして、第24回青森県景観形成審議会を閉会いたします。本日はお忙しいところ誠にありがとうございました。